

# 上野事務所ニュース

27年5月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

## 高齢者等を雇 入れた時の助 成金について

平成27年5月1日  
以降雇入れる対象  
労働者から、助成額  
や支給要件の一部

が変更し減額されます。

### 1. 助成額の変更

#### 【特定就職困難者雇用開発助成金】

対象労働者		支給総額・助成対象期間
短時間労働者以外	高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	60万円・1年間
	身体・知的障害者	120万円・2年間
短時間労働者	高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	40万円・1年間
	障害者	80万円・2年間

#### 【高年齢者雇用開発特別奨励金】

対象労働者(雇入れ日現在で満65歳以上)	支給総額・助成対象期間
短時間労働者以外	60万円・1年間
短時間労働者	40万円・1年間

### 2. 助成対象額となる基準の追加

事業所と対象労働者との間で雇用の予約がある場合に助成対象外となっていました。次の基準が追加されます。

①代表者または取締役の3親等以内の親族である場合には助成対象外になります。

②雇入れた事業所と同一事業所で、雇入れ日以前の3年間に、通算して3ヶ月を超える職業訓練や実習などを行った場合に助成対象外となります。

### 3. 支給額の算定方法

実労働時間に応じた支給額の算定が行われます。

対象労働者の実労働時間が、雇用契約で定められた所定労働時間に満たない場合には、支給対象期6ヶ月間の平均実労働時間(6ヶ月間に実際に働いた時間を1週間で平均したもの。有給休暇は労働時間に含む。)が

ア) 最低基準※以上の場合は、助成額の満額が支給されます。

イ) 最低基準に満たない場合は、月ごとの平均実労働時間により減額されます。

※短時間労働者以外の場合は24時間(30時間の8割)

短時間労働者の場合は16時間(20時間の8割)

## 協会けんぽの被扶養者資格の再確認について

現在扶養されている方について、被扶養者としての要件を満たしているかを確認するため、協会けんぽから「被扶養者状況リスト」が5

月末より事業所へ順次送付されます。

#### 【再確認が行われる被扶養者】

次の①、②の被扶養者を除くすべての被扶養者が対象です。

①平成27年4月1日において18歳未満の被扶養者

②平成27年4月1日以降に被扶養者  
認定を受けた被扶養者  
【手続について】

「被扶養者状況リスト」が届きましたら、リスト内の被扶養者が健康保険の被扶養者としての要件を満たしているかを確認し、チェック等を記入してください。課税証明書等の確認書類が必要な場合は、事業主が確認をすればリストに添付して提出する必要はありません。

リストに記入後「被扶養者状況リスト」に事業主印を押印し、”リストの「正」のみを協会けんぽに返送してください。リストの「副」は送付せず保管してください。

要件を満たせず被扶養者となれない方は、扶養削除の届出を行いますので上野事務所にご連絡ください。

◆今回の協会けんぽによる被扶養者状況の確認には、健康保険組合に加入している事業所は含まれません。

**住民税の特  
別徴収通知  
について**

住民税の特別徴収を行う事業所宛てに今年度の徴収税額通知が送付されます。

6月は、年額を12等分した額と過不足を調整して納付するため、7月以降とは金額が異なります。給与計算の際はお気をつけください。


**労災の移送費の  
請求にかかる証  
明料について**

労災保険の療養補償給付の中に「移送」があります。歩行が困難な場合で医師の指示があった場合や工作中にケガをして緊急を要する場合にタクシーや公共交通機関を使用し、要件に該当すると支給されます。病院によって異なりますが、証明をもらう際の“証明料”が2~3千円かかることがありますので事前に病院でご

確認ください。この証明料は労災では請求できません。場合によって、請求額以上に証明料がかかってしまうことがあります。

**Q&Aなぜなにどうして？**

**Q**；社員が工作中に倒れて病院に運ばれました。診断は脳梗塞でした。

 これまでの勤務状況ですが、残業はほとんどなく、ほぼ毎日定時で終業していました。これは労災なのでしょうか？

**A**；労災であると認定されるには、業務による明らかな過重負担があったかどうかポイントになります。具体的には、①異常な出来事に遭遇したか②短期間の身体的、精神的過重業務（発症前おおむね1週間）があったか③長期間の過重業務（発症前おおむね6ヶ月間）で著しい疲労の蓄積があったか、といった観点から客観的かつ総合的に判断されます。

発症前1ヶ月間におおむね100時間または発症前2ヶ月ないし6ヶ月間に、1ヶ月平均80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価されます。

今回のケースは、これまで残業がほとんどない勤務状況であり工作中にたまたま発症したものと考えられますので、業務による明らかな過重負担があったとは判断されないでしょう。

夏期の服装のときは、ネクタイ、上着を外させていただきます。

天候によっては5月から行います。宜しくお願い致します。